



台湾:新型コロナウイルス(COVID-19)感染症が 定時株主総会の開催に与える影響についてのアップデート 執筆者:孫 櫻情、今泉 勇、吳 怡箴、陳 芋汝

※ 本ニューズレターは2021年5月23日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

台湾では、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症(以下「本感染症」といいます。)の市中感染が広がる中、対策本部である台湾中央感染症指揮センターは、2021年5月19日、国土全域で警戒レベルを4段階中の第3級に引き上げ、同日から同月28日までこれを適用することを宣言しました。警戒レベル第3級では、外出時には常にマスク着用が義務付けられ、屋内では5人超の、屋外では10人超の集会在それぞれ禁止されています。

他方、原則として、台湾企業は、会計年度終了後6ヶ月以内に定時株主総会を招集することが関係法令で義務付けられています。台湾のほとんどの企業は暦年制の会計年度を採用しているため、定時株主総会は毎年5月または6月に開催されます¹。また、上記警戒レベル第3級を適用される期間内に定時株主総会を開催することを予定している会社が多いことから、集会を禁止する警戒レベル第3級により、予定どおり株主総会を開催することが(不可能とはいえないものの)困難なものとなっています。この問題に対処するため、関係主務官庁は以下の特別措置を講じています。

¹ 昨年台湾で講じられた株主総会の開催に関する措置については、2020年5月8日付けの当事務所ニューズレターをご覧ください(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/asia_200508.html)。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

・ **株式公開発行会社（公開発行公司）²**

金融監督管理委員会（日本の金融庁に相当します。以下、「金管会」といいます。）は、関係法令³に基づき、すべての株式公開発行会社に対し、2021年5月24日から同年6月30日までの間に招集する予定の株主総会の開催を中止し、株主総会の日程を7月または8月に変更するよう求めています。また、金管会は、当該延期による株式関連事項への影響を軽減するための措置を公表しています。

・ **株式非公開発行会社（非公開発行公司）**

経済部（日本の経済産業省に相当します。）は、2021年5月20日付ニュースリリースで、台湾会社法に基づき、正当な理由があれば、株式非公開会社が主務官庁に対して、定時株主総会の開催延期を申請できることをあらためて表明しました。さらに、経済部は、本感染症の感染拡大により、株式非公開会社が定時株主総会を所定の期間内に開催できない、または主務官庁に延期を申請できない場合であっても、会社は、自ら定時株主総会の開催を延期することができる」と表明しました。加えて、主務官庁は会社に対し、会社法違反による行政罰金を科しません。



ソン インチェン
孫 櫻倩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士*
西村朝日台湾法律事務所共同代表
i.sun@nishimura.com

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。2020年西村朝日台湾法律事務所共同代表に就任。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟等を中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
i.imaizumi@nishimura.com

2004年東京大学法学部卒業。2006年弁護士登録。2013年ニューヨーク州弁護士登録。複数国での海外駐在経験を生かし、日系企業による台湾進出案件に集中的に関与。投資案件・紛争案件問わず、アジア諸国において各国外国法弁護士と緊密に連携して日系企業にアドバイスした豊富な経験を有する。



ゴ イチェン
吳 怡箴

西村あさひ法律事務所 台北事務所 台湾およびニューヨーク州弁護士
i.wu@nishimura.com

2009年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2011年ニューヨーク州弁護士登録。2002年台湾公認会計士試験合格、2006年米国公認会計士試験合格。2009-2018年常在国際法律事務所(Tsar & Tsai 国際法律事務所)ほかにて勤務。主にクロスボーダーM&A、台湾での M&A および投資プロジェクト等に関するリーガルサポートおよびアドバイスを得意とする。



チン チェンルー
陳 芋汝

西村あさひ法律事務所 台北事務所 台湾弁護士
c.chen@nishimura.com

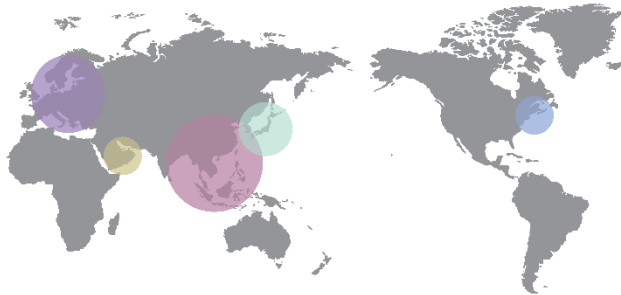
2016年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2016-2018年泰鼎法律事務所(Titan Attorneys-at-Law, Taiwan)にて勤務。主に会社法および知的財産法に関連する商事法務を取り扱う。政府機関からの委託に基づく調査案件にも従事。

* 外国法共同事業を営むものではありません。

² 台湾における株式公開発行会社とは、証券取引法(中文では『證券交易法』)の規定を適用される株式会社をいい、一般的には、①Taiwan Stock Exchange における上場会社(中文では『上市公司』)、または②Taipei Exchange における(a)メインボード上場会社(中文では『上櫃公司』)若しくは(b)新興市場登録会社(中文では『興櫃公司』)を指しますが、必ずしもこれらには限定されません。

³ この法令の正式名称は、「重大特殊伝染性肺炎の予防治療及び救済振興に関する特別条例」(中文では『嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例』)です。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志

Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志

代表 東城聡

木下清太

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。